

# 柏崎市男女共同参画推進条例の

## 解 説

平成18年12月

柏崎市男女共同参画室

## 柏崎市男女共同参画推進条例 目次

	頁
前 文 .....	1
第1章 総 則 .....	2
第1条 目的 .....	2
第2条 定義 .....	3
第3条 基本理念 .....	4
第4条 市の責務 .....	5
第5条 市民の責務 .....	6
第6条 事業者の責務 .....	6
第7条 市民団体の責務 .....	7
第8条 教育関係者の責務 .....	7
第9条 性別による人権侵害の禁止 .....	7
第10条 表現上の留意事項 .....	7
第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 .....	8
第11条 男女共同参画基本計画 .....	8
第12条 年次報告 .....	8
第13条 調査及び研究 .....	9
第14条 広報、啓発活動等 .....	9
第15条 推進体制 .....	9
第16条 施策の策定等に当たっての配慮 .....	9
第17条 附属機関等における委員の構成等 .....	10
第18条 人材の育成 .....	10
第19条 雇用の分野における男女共同参画の推進 .....	10
第20条 教育の分野における男女共同参画の推進 .....	10
第21条 農林水産業及び商工業等の分野における男女共同参画の推進 .....	11
第22条 市民、事業者、市民団体及び教育関係者への支援 .....	11
第23条 家庭生活等への支援 .....	11
第24条 相談の申出 .....	11
第25条 施策に関する苦情の申出 .....	12
第3章 男女共同参画審議会 .....	12
第26条 設置等 .....	12
第27条 組織等 .....	13
第4章 雑 則 .....	13
第28条 委 任 .....	13
附 則 .....	13

# 新潟県柏崎市男女共同参画推進条例

## ▼ 考え方

男女平等を当然の前提とした上で、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成に向けて、市民全体で取組、推進していくことを趣旨として「男女共同参画推進条例」とします。

## 目次

前文

第1章 総則(第1条 - 第10条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第11条 - 第25条)

第3章 男女共同参画審議会(第26条・第27条)

第4章 雑則(第28条)

附則

すべての男女は、平等な存在であり、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としてその人権を尊重されなければなりません。我が国では、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、国際的に連携し、男女共同参画社会基本法の制定など男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われてきました。本市においても、行動計画を策定するとともに、市民団体と協働して積極的な推進を展開してきました。

しかしながら、今もなお社会の様々な分野で、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行がみられ、男女共同参画を推進する上で、多くの課題が残されています。

個性豊かで活力に満ち、住んで良かったと感じられる心地良い地域社会をつくるためには、あらゆる場で、男女が互いの人権を尊重して認め合い、協力して高め合い、性別にかかわらず、その個性と能力を最大限に発揮し、心豊かな関係を築いていく男女共同参画社会の実現が求められています。

ここに、私たちは、男女共同参画の基本理念と市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者の責務を明らかにし、これらの協働の下、市民一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる分野に参画できる調和のとれたまちづくりを実現するため、この条例を定めます。

## ▼ 考え方

市民が内容を理解しにくい課題である事情を考慮して、準拠法である「男女共同参画社会基本法」や国際条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の様式に基づき前文を設けています。

最初に、男女共同参画への取組、次に男女共同参画社会の実現と男女共同参画を推進する決意を宣言しています。

## ▼ 用語解説

### すべての男女

子ども、高齢者、障がい者などすべての男女を含んでいます。

国際的に連携し、男女共同参画社会基本法の制定など男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組

昭和50年の国際婦人年を踏まえ、日本では婦人問題企画推進本部を設置、昭和52年には国内行動計画が策定され、昭和60年には「女子差別撤廃条約」を批准しています。更に平成7年北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動要領」を踏まえ、平成8年には行動計画を決定し、取組が進められてきました。

行動計画を策定するとともに、市民団体と協働して積極的な推進を展開

平成7年に「かしわざき女性プラン」、平成13年には「かしわざき男女共同参画プラン」を策定し、平成18年にはプランの改訂を実施しています。庁内での施策の推進に取り組むとともに、男女共同参画の推進を目的に活動している市民団体と協働して市民への啓発事業を積極的に展開してきました。

多くの課題が残されています

固定的な性別役割分担意識や家庭、職場などでの男女の不平等感が調査結果から見られます。平成16年度に実施した「男女の意識と生活実態調査」では、男女の地位の平等感の項目で「男性の方が優遇されている」と答えた人は、「社会習慣(しきたり)」58.1%、「職場の中」53.0%、「家庭の中」42.9%でした。

### あらゆる場

家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる活動の場のことです。

### 基本理念

条例第3条第1項から第6項に規定する理念です。

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的施策を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## ▼ 考え方

この条例は、「調和のとれたまちづくり」の実現に向けて、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者の役割を明らかにし、男女共同参画の推進に関する基本事項を定めたものです。

## ▼ 用語解説

### 男女共同参画の推進に関する基本的施策

条例第11条から第25条に規定する施策です。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 すべての男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を均等に享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に在住、在勤又は在学するすべての個人をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行っている個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 市内において地域的な共同活動を目的として組織されている町内会、コミュニティ協議会等の団体又は社会活動を行う団体をいう。
- (6) 教育関係者 家庭教育、学校教育、社会教育その他あらゆる生涯教育の領域に携わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせること又は性的な言動を受けた相手方の対応を理由として当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者など親密な関係にある者への身体又は精神に対する暴力的行為をいう。

▼ 考え方

条例の基本的な用語の定義を定めています。

▼ 用語解説

積極的改善措置

男女共同参画社会の形成のために重要な概念(ポジティブ・アクション)のことです。男女間での参画の機会の格差を是正するために、必要な範囲で、男女いずれか一方に対し、必要な機会を積極的に与えることをいいます。現状では、女性の活動の場が少ないことから女性を対象とした積極的改善措置が多くなっていますが、男性も対象としています。

市民

「柏崎市市民参加のまちづくり基本条例」に規定する「市民」と同様です。

市民団体

町内会、コミュニティなどの地域的な活動団体や社会的な活動を主目的としている団体をいい、趣味や娯楽の会にまで及ぶものではありません。

家庭教育、学校教育、社会教育その他あらゆる生涯教育の領域に携わる者

家庭生活、学校生活、地域生活、職業生活、市民生活などを通じて生涯にわたり継続的に行われる生涯学習を助ける活動を「生涯教育」といい、それらに携わる者をいいます。

セクシュアル・ハラスメント

職場、学校、地域などで加害者の思いとは関係なく、受けて側に不快で歓迎されない性的言動が仕事などに悪影響を与えるものをいいます。

ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人などを含む広い範囲を対象とし、身体的暴力だけでなく、性的暴力、心理的暴力、言葉による暴力や経済的暴力などを含みます。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識を反映した制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、当該取組を考慮して行われなければならない。

▼ 考え方

第1条(目的)において、「基本理念を定め」と規定されているのを受けて6つの基本理念を定めています。この基本理念は、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者が第4条から第8条までに定められている責務を果たす上で、基本となる考えです。「男女」と規定し、男女とも対象としています。

第1項 男女の人権の尊重

「個人としての尊厳が重んぜられること」、「性別による差別的取扱いを受けないこと」、「個人としての能力を発揮する機会が確保されること」等、男女の人権が尊重されなければならないことを定めています。本項においては、行為者に着目した「差別をしないこと」ではなく、「差別的取扱いを受けない」と受け手に着目した規定としています。

第2項 制度又は慣行が、自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮

「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性別役割分担を反映した制度や慣行が、男女の様々な活動の妨げにならないよう配慮されなければならないことを定めています。

第3項 市における政策又は事業者及び市民団体における方針の立案及び決定への参画

男女が社会の対等な構成員として政策・方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければならないことを定めています。

第4項 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、社会支援の下、互いに協力して、家庭と地域社会などの活動が両立できるようにすることを定めています。

#### 第5項 性と生殖に関する健康・権利の尊重

1994年の国連人口開発会議で初めて行動計画に盛り込まれ、1995年の北京女性会議で人権の一つとして明記されているものです。男女が、子どもを産み、命を次世代に継承していくための全ての事柄に対する自己決定権や自由権を言い、「健康」とは身体的、精神的、社会的に良好な状態があること、「権利」とは自由に、責任をもって命の継承へのコントロールや決定する権利をいいます。例えば、パートナーの選択の自由、妊娠・出産の自由、妊娠中絶・避妊の権利、安全で妊娠・出産する権利、性や生殖に関する情報へアクセスする権利、生涯を通じて健康を得る権利など、主に子どもや女性への権利を対象としていますが、男性も対象としています。

#### 第6項 国際社会の取組と密接な関係への考慮

前文の用語解説にあるように、男女共同参画の推進は、国際社会の取組と密接に関係しています。それらを考慮しながら進めていかなければならないことを定めています。

### ▼ 用語解説

男女の個人として尊厳が重んぜられること

夫や妻・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等がないこと、男女の人格が尊重されることなどです。

その他の男女の人権

生命、自由、幸福追求に対する権利や政治信条の自由が確保されることです。

制度又は慣行

制度には、法制度や社会的に定められた仕組みが該当します。又、慣行を法律で取り上げた例は数少ないですが、男女共同参画社会の形成には無視できないため定めています。制度・慣行については、それぞれの目的や効果、男女の活動の選択に対する影響の有無や程度などを考慮して検討されるべきとしています。

市における政策又は事業者及び市民団体における方針の立案及び決定

「政策」は市が立案及び決定するもの、「方針」は事業者などが立案及び決定するものです。

その他の家庭生活における活動

料理、掃除、洗濯、買い物、家の管理など家庭生活を行う上での様々な活動などです。

当該活動以外の活動

仕事、学習、地域活動、ボランティア活動等の活動などです。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するに当たり、市民、事業者、市民団体及び教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。

### ▼ 考え方

男女共同参画を推進するため、施策を総合的に策定し実施すること、実施するに当たり、市民、事業

者、市民団体や教育関係者等と連携して取り組むことを明らかにしています。

#### ▼ 用語解説

基本理念にのっとり

市が男女共同参画を推進する施策を策定し、実施する際は、第3条に規定されている「基本理念」を常に念頭に置き、趣旨に従うということを意味しています。

男女共同参画の推進に関する施策

第2章第11条から第25条に規定する「男女共同参画の推進に関する基本的施策」を推進する効果のある施策のことです。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### ▼ 考え方

男女共同参画社会実現には、市民との協働が重要です。そのため市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる分野で積極的に推進に努め、市が実施する施策に協力することを定めています。

#### ▼ 用語解説

家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野

「家庭、地域、学校、職場」は例示であり、「その他の社会のあらゆる分野」を指しています。

男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする

男女共同参画の推進のために市民が行うことを期待される分野は幅広く、それらを全て「義務」とすることは困難なこともあり、施策に協力するよう努力義務を課しています。(第6条、第7条、第8条も同様)

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や職業生活とその他の生活が両立して行えるよう職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### ▼ 考え方

事業者は、男女共同参画社会の経済活動において重要な役割を果たしていることから、男女が平等に能力を発揮できる機会の確保、仕事と家庭等の生活が両立できる職場環境の整備に努め、市が実施する施策に協力するよう努めることを定めています。

#### ▼ 用語解説

職業生活とその他の生活

職業生活と料理、洗濯、買い物などの家庭生活や学習、地域活動などの社会活動をいいます。



(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、その活動において、男女が平等に能力を発揮でき、運営又は活動に関する方針の立案及び決定に参画できるよう環境の整備に努めるものとする。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

▼ 考え方

町内会やコミュニティなどの市民団体は、活動に際して男女が平等に能力を発揮でき、また、方針の立案及び決定に男女が参画できる環境の整備に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めることを明らかにしています。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、家庭や地域との連携を深めつつ、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

▼ 考え方

教育関係者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の役割は重要であることから、家庭や地域と連携して男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めることを定めています。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、あらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害(以下「性別による人権侵害」という。)を行ってはならない。

▼ 考え方

第3条第1項の基本理念に掲げる「男女の人権の尊重」を脅かす性別による人権侵害行為を明確にし、その行為を禁止しています。

▼ 用語解説

性別による差別的取扱い

人権が侵害された場合の代表的例示。基本理念の第3条第1項の「性別による差別的取扱いを受けないこと」と同じです。

その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害  
社会における制度、慣行、暴力などをいいます。

(表現上の留意事項)

第10条 何人も、広く市民、事業者、市民団体及び教育関係者に提供する情報において、前条に規定する行為を助長若しくは連想させる表現又は過度な性的表現を行わないよう努めなければならない。

#### ▼ 考え方

性別による固定的な役割分担意識、配偶者からの暴力を助長・連想させる表現、過度の性的な表現は男女共同参画の推進を阻害する要因になることが考えられます。市民などに情報提供する際は、これらの表現を行わないよう努めることを定めています。

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するときは、市民、事業者、市民団体及び教育関係者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第26条第1項の柏崎市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを速やかに公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画を見直し又は変更する場合について準用する。

#### ▼ 考え方

施策を総合的かつ計画的に推進するために男女共同参画基本計画を定めることを義務づけています。また、基本計画策定に当たって、市民等の意見を反映し、また、男女共同参画審議会の意見を聴かなければならないことを定めています。更に、基本計画の公表や基本計画見直しや変更についても同様の手続きをすることを定めています。

#### ▼ 用語解説

定めなければならない

基本計画の策定を義務づけています。

市民、事業者、市民団体及び教育関係者の意見を反映することができるよう必要な措置  
柏崎市市民参加のまちづくり基本条例第13条の規定から意見提出手続(パブリック・コメント)、市民会議方式等により市民参加の機会の確保に努めることとしています。

柏崎市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない

施策案について広く学識経験者の意見を求め、実効性の検討や多角面からの検討が必要であり、男女共同参画審議会の意見を聴くこととしています。

#### (年次報告)

第12条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

#### ▼ 考え方

男女共同参画の推進状況を広く市民に周知するため、毎年度、公表することを定めています。

(調査及び研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な調査及び研究を行うものとする。

▼ 考え方

基本計画の改定時など必要な調査及び研究を行うことを定めています。

(広報、啓発活動等)

第14条 市は、基本理念について市民、事業者、市民団体及び教育関係者の理解を図るため、広報及び啓発活動、情報提供その他適切な措置を講じなければならない。

▼ 考え方

市民などの理解を図るため、広報や啓発活動、情報提供などの措置を講じることを定めています。

(推進体制)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画、調整及び推進するために必要な財政上の措置及び推進体制の整備に努めるものとする。

▼ 考え方

男女共同参画の推進に関する施策を推進するための財政上の措置や推進体制の整備に努めることを定めています。

▼ 用語解説

推進体制の整備

男女共同参画を推進する体制、男女共同参画の推進のために活動している市民団体などの連携及び活動拠点となる(仮称)男女共同参画センターの在り方などについて検討、整備していくことです。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第16条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

▼ 考え方

男女共同参画の施策は、社会経済活動全般に展開され、影響も多岐にわたるため、直接、間接を問わず男女共同参画社会形成への影響を適切に配慮する必要があることを定めています。

▼ 用語解説

影響を及ぼすと認められる施策

影響には、男女共同参画を推進する影響と障害する影響の両方があり、その施策が影響を及ぼすか否かの判断は、策定、実施する主体により行われるべきものとしています。

(附属機関等における委員の構成等)

第17条 市は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

2 任命権者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第6条第1項に規定する任命権者をいう。)は、女性の職域の拡大及び能力向上の機会の確保に努め、性別にかかわらず、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るよう努めるものとする。

▼ 考え方

第3条第3項を踏まえ、附属機関等の委員を委嘱し、任命するときは、男女の均衡を図るように努めることを定めるとともに、任命権者は、女性の職域の拡大や能力向上の機会の確保など性別にかかわらず登用を定めています。

▼ 用語解説

「柏崎市附属機関等の設置、運営等に関する要綱」に規定している「附属機関等」です。

(人材の育成)

第18条 市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者は、社会のあらゆる分野での活動に女性の参画が促進されるよう人材の育成及び発掘に努めるものとする。

2 市は、市民、事業者、市民団体及び教育関係者における人材の育成等の取組を支援するため、情報及び積極的な学習機会の提供等に努めなければならない。

▼ 考え方

社会のあらゆる分野での活動に女性の参画を促進するため、人材育成や発掘に努めるとともに、市民などの取組に対して学習機会や情報提供に努めることを定めています。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第19条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、情報提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

▼ 考え方

男女共同参画を推進していくためには、雇用の分野の推進が重要なため必要な措置を講ずるとともに、市長は、必要があるときは事業者に対し、報告を求めることができることを定めています。

(教育の分野における男女共同参画の推進)

第20条 市は、家庭教育、学校教育、社会教育その他あらゆる生涯教育の領域において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

▼ 考え方

男女共同参画を推進していくためには、教育の分野の推進が重要なため、必要な措置を講ずることを定めています。

(農林水産業及び商工業等の分野における男女共同参画の推進)

第21条 市は、家族経営的な農林水産業及び商工業等の分野において、男女の経営における役割が適正に評価されるとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営又はこれに関連する活動に参画できる機会を確保するため、環境の整備に努めるものとする。

▼ 考え方

農林水産業及び商工業等の家族経営的な分野においても男女の役割が適正に評価され、社会の対等な構成員として経営や活動に参画できる機会を確保できる環境の整備に努めることを定めています。

(市民、事業者、市民団体及び教育関係者への支援)

第22条 市は、市民、事業者、市民団体及び教育関係者が自主的に行う男女共同参画の推進に関する活動を促すため、市民、事業者、市民団体及び教育関係者との連携及び協働に努めるとともに、情報提供その他必要な措置を講じなければならない。

▼ 考え方

市民などの自主的な男女共同参画の活動を促すため、連携や協働に努め、情報提供等の必要な措置を講じることを定めています。

(家庭生活等への支援)

第23条 市は、家族を構成する男女が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動に家族の一員としての役割を果たすとともに、家庭生活と社会生活の両立ができるために必要な支援及び情報提供等を講じなければならない。

▼ 考え方

子育て、家族の介護などの多くを女性が担っていること、少子・高齢化が進展していることなどの状況があります。家族を構成する男女がそれぞれの役割を果たし、家庭生活と仕事、学習、地域活動などの社会活動の両立ができるために必要な支援及び情報提供等を講じなければならないことを定めています。

(相談の申出)

第24条 市民、事業者、市民団体及び教育関係者は、性別による人権侵害に関して、市に相談を申し出ることができる。

2 市は、前項の規定による相談を受けたときは、必要に応じて関係行政機関等と連携して適切な措置を講ずるものとする。

▼ 考え方

第9条に規定する性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因に関して、市に相談を申し出ることができ、市は、必要に応じ関係機関と連携して適切な措置を講ずることを定めています。

▼ 用語解説

関係行政機関等

柏崎警察署、柏崎地域振興局、女性福祉相談所、医療機関などをいいます。

(施策に関する苦情の申出)

第25条 市民、事業者、市民団体及び教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、市に苦情を申し出ることができる。

2 市は、前項の規定による苦情の申出を処理するに当たって必要があると認めるときは、柏崎市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

▼ 考え方

市民などは、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や影響を及ぼすと認められる施策について苦情を申し出ることができ、苦情の処理に当たり、必要により男女共同参画審議会の意見を聴くことを定めています。

### 第3章 男女共同参画審議会

(設置等)

第26条 男女共同参画を総合的かつ効果的に推進する上で必要な事項を審議するため、柏崎市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置くものとする。

2 審議会は、次の事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議するものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項を審議すること。

(2) 基本計画に関し、第11条第2項に規定する事項を処理すること。

(3) 施策に関する苦情の申出に関し、第25条第2項に規定する事項を処理すること。

3 審議会は、前項各号に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長に意見を述べるができる。

▼ 考え方

男女共同参画を推進する調査審議等を行う諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置すること、所掌事項や男女共同参画の推進に関する基本的事項などを定めています。

(組織等)

第27条 審議会は、13人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画に識見を有する者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

▼ 考え方

男女共同参画審議会の組織について、委員の人数や委員の人選方法、任期や会長等の選出等、また、審議会の必要事項を規則で定めることを規定しています。

第4章 雑 則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定により定められた計画は、第11条第2項の規定により定められた基本計画とみなす。

▼ 考え方

男女共同参画社会基本法第14条第3項に「市町村は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努める」とされ、柏崎市では、平成18年3月に柏崎市男女共同参画基本計画を策定しています。この計画を柏崎市男女共同参画推進条例第11条第2項に定められた基本計画とみなすことを明記しています。

基本計画の期間は、平成18年度から22年度の5か年間です。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正)

- 3 新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表1中

「

国民保護協議会委員	1日につき	6,400円	”	」を
-----------	-------	--------	---	----

「

国民保護協議会委員	1日につき	6,400円	”	」に
男女共同参画審議会委員	1日につき	6,400円	”	

改める。

▼ 考え方

男女共同参画審議会が条例に規定されたことにより、新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を改正することについて明記しています。